

Title	ケツテレル僧正と其の「労働問題及び基督教」(上)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.12 (1917. 12) ,p.1693(167)- 1702(176)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19171201-0167">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19171201-0167</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

協力を得たる結果に由る。既に述べたる理由よりして、縦しむば現に戦争中殆ど專制的權力を揮へる國家の權力は大に減縮せられざる可からざるにもせよ、此の生産及び分配に於ける協同の事業が戦後消滅せざる可きや確實なり。統合せられたる主要産業の種々雑多なる商社及び職工組合の監督を以て、雇主側の代表者と被雇者側の代表者と全體としての社會の權威の代表者となり成る團體の手に依託す可き方法は發見せられざるや。現に國會に責任を負ふ大臣長官の管理する是等の統合せられたる産業の指揮監督權を其等産業の主要なる當業者並びに國家を代表する團體の手に轉嫁せしめ、而して此の團體は甚だしき失態の場合の外、政府の干渉を蒙ることなくして國會の制定したる法律上の權力を行使する事能はざる可きや。兎に角現にウェストミンスターの國會及び内閣の手に集注せられたる過多の權能の幾分が、前記の方法に依つて他

に委託すること能はざるや如何は考量を費す價値ある問題なり。

五

今日の顯著なる事實は英國が過去と全く異なる國民的並びに國際的組織の時代に接近せる事而かも其れが英國國民の政治的經濟的生活に對し人民の監督を有效ならしめむとの運動が急速に發生しつゝある時期なることは是れなり。凡べて此の如きは一方に於て産業上の發明の進展と他方に於ては人民の教育の進歩よりして、到底避く可きに非ず。然も人民をして舊思想と舊慣習とを脱却して前途に横はる新世界を發見せしめ彼等をして之に適應せしむ可く充分覺醒せしむるには、今回の大戦を價したりしなり。今や戦前の状態に復舊せしむることは、最早問題に非ず。問題は寧ろ活眼を開て、戦勝後民主的の制度と公共的精神の結合より、如何に多くの幸福を人類社會に齎らし得可きやを觀察する事に在り。

政治的葛藤と均しく、經濟的不調和も畢竟過去に於て個人も黨派も階級も各自の利己心及び理想に熱中したるが故に生じたり。戦争に依りて端なく公共の利益の爲自己犠牲の力と國民的統一の精神並びに國家社會の爲進むで奉公の誠を盡す可き個人の義務の概念とは發揮せられ、如何なる形式に於ても獨裁政治の危険なることは承認せられ英帝國各殖民地間の好誼的協同の必要なること亦認知せられたり。幸に戦争の危険を免れたる者は、前に進むで後を顧みず、變革を恐れず、欣むで正直なる業務を爲し、其の生活の動機は私利に非ずして公益に存することを決意して、戦後改造の事業に當る可きなり。

(完)

ケツテレル僧正と其の「勞働問題及び基督教」(上)

高橋誠一郎

故の Mainz 僧正 Wilhelm Emmanuel Freiherr von Ketteler は西紀一千八百十一年十二月二十五日恰も耶蘇降誕節を以て Münster に生る。彼れは富裕なる Westfalen 系の舊家に、十子中の第三男として其の生を享けたるなり。彼れは其の初等の教育を Münster 市なる僧會學校に受け、一千八百二十四年郷里を去つて瑞西 Valais 縣 Brig なるイエスイタ派の學園に學べり。彼れの生母は強堅なる婦人として知られ、彼れをして後年卓越せしむるに至らしめたる彼れが旺盛なる氣力は之を彼の女より傳へられたるに似たり。而して彼れは斯の如く幼時よりして十分な

る宗教教育を授けられたるのみならず、其態度動作には已に小童の時代よりして特殊の宗教的風趣を帯べるものあり、爲めに同家の狩獵係等は彼れを「僧正親下」と呼び習すに至れりと云ふ。彼れは又戸外の運動を愛好し其少年時代には堅忍なる遊獵者及び登山家として傑出せり。彼れは其の古典文學の課程を修了したる後、其の注意を法律及び社會問題に傾け、一千八百二十九年より同三十三年に亘りて、法律及び經濟の學を Göttingen, Berlin, Heidelberg 及び Münster の四大學に受けたり。Göttingen 大學時代の決闘に於て、彼れは其の鼻端を失ひ、終世之が痕跡を其の顔面に殘せり。一千八百三十三年彼れは志願兵として兵役に服し、暫時下士官として槍騎兵聯隊に勤務せり。好成績を以て法律上の學位試験を通過せる彼れは一千八百三十四年初めて文書官として行政官吏の職に任じ、一千八百三十七年に至るまで其の任に止りしが

同年十二月一日、後年 Ketteler 自身が顯著なる役割を取るに至りたる教會對國家の確執に坐して Köln の大僧正 Dross が警吏によりて同市の外に護送せられたる後七日、彼れは六ヶ月間の休暇を請へり。彼れが其の願書中に述べたる表面の理由は「行政上の事項に關する彼れの知識を増加せしむるものと思料せられたる諸般の研究に従ふ」にありしと雖も然も彼れは却つて政務の研究を拋棄したるのみならず、一千八百三十八年五月二十六日を以て、政府に對して辭表を提出せり。彼れが其の地位を抛つに至りたる眞の動機は自ら同胞に寄せたる書中に言明したるが如く、彼れに其の宗教上の信念を犠牲とするを要求するが如き政府の下に在りて長く其職を奉ずるを潔しとせざりしに因るものなり。彼れは自ら記して曰く「目下の境遇は余を宗教的職業に向つて傾かしむるものありと雖も、然も余は未だ決意すること能はざるなり」云々と。

彼れは一千八百三十九年及び四十年を München に送り、孜孜として其の宗教上の戒行を怠らざりしと雖も、然も同時代に於ける彼れの書簡中には未だ彼れが神學の研究に着手せるの事實を發見するに能はず、否、寧ろ彼れは當時如何なる研究にも従事しつゝありし形跡なし。吾人は彼れが唯だ單に狩獵と當時 München に於て刊行せられつゝありし過激なる加特力評論 Historisch-Politische Blätter に就きて云々せるを見るのみ。

彼れをして遂に宗教家たるの決意を爲さしめたるは當時 Richstädt の僧正にして、後 München の樞機員大僧正たるに至れる Reisch 伯なり。斯くて von Ketteler は暫く驃騎兵の士官として勤務せる其の弟 Richard 及び彼れと等しく曾て政府に侍へて文書官たり、而して後年加特力教に對する迫害、同教僧正等の逮捕及び教會財産の沒收行はれたる Kulturkampf の時代に於て

Köln の大僧正に任せられたる Melchers と共に神學の研究に其の身を委ねたり。彼れは殊に München 大學に於ける Johann Joseph Ignaz Dollinger 博士の講義に出席し、其の絶倫なる博識に由りて些小ならざる利益を受けたり。彼れは時に齡三十三なりき。次いで一千八百四十三年秋 Münster の神學校に入りしが、彼れは同所に於ては勤行に對する注意を怠らざりしと、殆ど制欲主義者に近き單純なる生活とに由りて著しかりき。遮莫、彼れの態度が斯くの如くなりしにも拘らず彼れは其の同窓學徒の間に頗る人望を博するに至れり。一千八百四十四年六月一日、彼れは牧師の職を授けられ、而して此の最初の僧職に於て、彼れはいたくあらゆる教區民殊に幼者より歓迎せられ、幾干ならずして同管區内の僧侶及び慈善事務に従事しつゝある總ての者の間に普く愛好せらるゝに至れり。斯くて彼れは晩年當時の事情を回想して「余は庶民と共に

又庶民の間に生活せり、而して親しく彼れ等の  
悲歎と愁訴とを知悉せり、余の注意を漏れたる  
余が管理に委ねられたる人民の間に於ける悲哀  
は稀にして、又余の注意を逸したる災害あるこ  
となし。彼れ等は其の憂愁を齎して余に來れり。  
而して余は彼れ等に同情し、彼れ等の悲歎を慰  
藉せんと欲したり」との言を作すことを得せし  
めたり。

一千八百四十七年、其の管区内に於て窒扶斯  
の流行を見るや、彼れは最も熱心に人民を訪問  
し、之が救護に努めたり。奮闘を渴望して止ま  
ざる彼れは又政争の渦中に身を投じたり。救護  
院其の他の慈善的施設の造營を始めとして彼れ  
が其の人民に對する不斷の努力は纏て冷く認め  
られ、彼れは翌一千八百四十八年當時Frankfurt  
に開かれたる獨逸聯邦議會に Tekenburg を代  
表して選出せられたり。彼れが當選は其の選舉  
民の多數が新教徒たりしに照して頗る注目す可

きものあるなり。斯くて彼れは其の將來に於け  
る榮達の道を拓きしが、旋て彼れの活動は又議  
會に在りて其の頭角を現さしむるに至れり。此  
の年恰も彼れを一般社會の前に紹介し、初めて  
彼れを國家的人物たらしむ可き事變起れり。  
Lichnowski 公及び伯爵 Auerwald 將軍の暗殺  
なり。

元と此の暗殺は政治的のものなりしと雖も、  
然もそは當時に於ける社會の不滿と密接なる關  
係を有し、而して社會民主黨の手に行はれたる  
所業たりしなり。そは同年三月伯林及び維納に  
於て頗る重大なる形勢を來さしむるに至りたる  
暴動蜂起と關聯して發生したるものなり。墺國  
皇帝は其の首府より蒙塵するの已むなきに至り  
普魯西王は彼れ自身を都を十四日に亘れる市街  
戰に蹂躪し防塞に殺到したる叛徒等に對し脱帽  
して敬意を表するの屈辱を受くるの止むなきに  
至りぬ。而して恰も帝國議會開會中なりし

Frankfurt は又激發せる帝國の状態を反映せり。  
Lichnowski 及び Auerwald の兩貴族は議會に於  
ける保守派の錚々たる人物にして、就中前者の  
雄辯は特に民主黨をして嫌焉たらしむ可き法案  
を通過せしむるに事實上與つて力ありしなり。  
過激黨は這般の事實を利用して一揆を煽動する  
の目的に供せんと決意せり。而して軍隊と民衆  
との間に争鬪を生ずるに至れり。Lichnowski 公  
と Auerwald 將軍とは一千八百四十八年九月二  
十三日讐を併べて Frankfurt 市を出でたりしが  
端なくも庶民の認むる所と爲りて、追跡を受け、  
Ponheim 荒地の小屋に隠場を覓めたるも、遂に  
發見せられて屋外に引出され、纏て猛惡なる兇  
徒の手に斃れ、あらゆる蠻行の痕跡を其の屍骸  
の上に殘して横れり。von Ketteler は彼れ等が  
葬儀の日に際し其の墓前に於て追悼の演説を行  
ひ、冷く獨逸國內に深重なる感應を生せしむる  
に至りぬ。

彼れは固より此の卑劣なる所業に對して恐懼  
戰慄を禁ずる能はざる旨を表明したるも、然も  
當時に於ける一般庶民の渴望に關説して、余は  
今や世界を鼓動せしめつゝある彼の崇高なる思  
想の眞理なることを承認す、余の意見に於ては  
彼れ等の一と雖も到底人類の到達し得ざるまで  
に高遠なるものあることなし。余は特に此の理  
由に因りて一層現代を愛するなり、即ち余は猶  
ほ暫く吾人が這般の幸福なる理想境の實現より  
相隔るを知るも、然も是等の理想に對する渴望  
の成就に向つて強烈なる努力を行ひつゝあるが  
故なり。(中略)。蓋莫這個の偉大なる思想を現  
實ならしむるが爲めには唯だ一の手段あるのみ  
なり、而してそは此の世に彼れ等を齎せる「彼  
れ」、神の子、耶穌基督に依頼するに在り。(中  
略)。「彼れ」と共に人類は何事をも成すを得、斯  
くて最高の企圖も實現し得可きものと爲る、「彼  
れ」なくんばそは何事をも爲す能はず。吾人は

彼れと共に、「彼れ」の教へたる真理に於て、「彼れ」の啓示せる方法に由りて現世を化して樂園と爲し、貧困に患みつゝある吾人の同胞の涙を干し、愛と和合と友情と而して眞の人道を最も完全なる形態に於て確立するを得るなり。然り、余は是に由りて吾人が善と永續的平和の社會を回復し、而して最も自由なる政治上の諸制度を成立せしむるを得可く——「彼れ」なくんば吾人は恥辱と混亂と而して禍患とを以て破壊の淵に赴く可く斯くて後世の非難嘲笑の因たるに至る可きを衷心より深く信じて疑はざるなり」云々と主張せり。

同年 Ketteler は Mainz 寺院に於て四連日に亘り五千乃至六千人の雑多なる聴衆に對して社會問題に關する説教を行へり。そは單に曩に表明せる中心思想を場所と時機との兩者に注意を拂ひつゝ、威嚴と大膽とを以て更に巨細に之を敷衍せるものに外ならざるなり。彼れの功績は時

の有力者に認められ、翌一千八百四十九年五月十九日 Breslau の大僧正 von Diepenbrock 博士及び政府の顧問官の提言に由りて彼れは伯林に於ける最も重要な舊教の寺院たる聖 Hedwega 寺の主監並に Magdeburg 及び Pommern の僧正代表者に任命せられたり。彼れは伯林に於て、其の後彼れに従つて Mainz に赴ける伯爵夫人 Ida Hahn-Hahn (Gräfin Fausine, Ulrich 及び Celia Coult 等を著せる女流小説家)を加特力教に改宗せしむるに與つて力ありき。是より先き一千八百四十九年二月二十二日 Leopold Schmid 教授の Mainz 僧正に任命せらるゝありしも然も彼れの叙任は法王の批准を受くること能はざりき。翌一千八百五十年二月二十四日中央僧會は之に代る可き他の三名を推舉せり、von Ketteler の名も亦其中に存せしが、同年三月十五日終に羅馬法王に由りて有効に Mainz の僧正に任命せられたり。

二

彼れは其の僧正職授任の後三日を出でずして直ちに沿く同市の治療院を訪れ、病者の爲めに祈願し、以て彼れをして曾て牧師として著明ならしめたる實際的慈善行爲に依りて先づ其の僧正職の就任を表章せんと試みたるの事實は當に人をして彼れの崇高なる品性の一面を偲ばしむるの資料として吾人は之を擧ぐるを得るなり。彼れは其の長き在職の間に於て部下の僧侶をして彼れが峻嚴にして且つ奮闘的なる資性の影響を感得せしめたり。彼れの私生活は嚴肅方正且つ酷烈にして樸實と質素との好個の典型として之を觀る可し。彼れは毎朝四時を以て床を離れ而して終日に亘りて殆ど休息することなし、彼れが午後の二時より夜の十二時に至るまで懺悔を聽けることも稀ならずと云ふ。彼れは又説教を行ふこと頗る多く、各年數次其の管區を視察して管下の僧侶を鼓舞激勵し、而して彼れ等を

して其の常習的怠慢より奮起せしむるに努めたり。彼れは一千八百五十一年スコロップ教團の教父を Mainz に招致し、次で一千八百五十四年にはフランチェスコ教團を、一千八百五十八年にはイエスイタ派を招致せり。彼れは頗る痼癖強く、何人に對しても嚴正にして、其の管下の僧正には苛重なる戒行を課せり。洵に彼れは熾熱の限りを竭して其の職務に當れるなり。絶倫なる活動力を有する彼れは當時の問題たりし教會政治の最も困難なる諸問題に對して其の心意を傾けたり。彼れは當時羅馬加持力教會が依つて以て其の庶民の間に於ける權力を擴張するの手段となせる社會的及び教育的施設の構成に參與し、其の數者の如きは Ketteler 其の人に由りて初めて存在を見るに至りしなり。一千八百五十一年彼れは Mainz の僧堂を改造して神學研究の優秀なる機關となし、尙ほ其の管區内の數市に舊教の學寮を創設せり。就中一千八百五十九

年彼れが Dieburg に建設せるものは頗る重要なものなり。職人及び徒弟組合、失職雇人の爲めの救護所、相互扶助救済の協會は彼れの在職間に於て急速に設立せらるゝを見たり、而して彼れ等は皆多忙多端なる管區統治の事務の間に在りて彼れの注意を受けたるなり。

彼れは加特力教會と Hessen 大公國(Mainz 市は其の首都)との關係を調整せんことを企圖して多少の成功を見たり。恰も彼れが僧正就任の日に於て上部 Rhein 教會管區の加特力僧正等は Mainz に集合して一般の同意により其の各自の國家に對する關係を調整せんことを議決せり。而して一千八百五十一年三月及び一千八百五十三年六月彼れ等は教會の要求を全然同一なる建白書中に表明して各個の國家に提出せり。一千八百五十四年僧正 von Ketteler は其の著 *Das Recht und der Rechtsschutz der Katholischen Kirche in Deutschland* を上梓せしが、同著は幾

干ならずして五版を出すに至り、幾多の稱讚と批評とを受けたり。同年彼れは大公國政府と假協約の條件を盟約せり。其の後一千八百六十二年同一問題に關する法案の提出を見たるも、下院によりて拒絶せられたり。

Ketteler は終世彼れが Mainz の僧正として當然有したる Hessen の上院に於ける議席を占むることなかりしも、そは等しく獨逸加特力社會主義(此の名稱は佛人 Francois Huet が一千八百五十三年を以て出版せる *Le Règne social ou Christianisme* 中に於て初めて用ひたるものなりと云ふ) 史上に活躍するに至りたる僧會員 Christoph Moutang に由りて代表せられたり。彼れは又屢々 Mainz よりも更に廣く更に富める管區に僧正たることを提言せられたるも、然も彼れが其の位地を去ることを拒絶したるか或は其の招致せられたる管區の政府が彼れの任命を承認するを肯せざりしがに由りて終に其の實行を見ることなかりき。

Von Ketteler は其の生涯を通じて、彼が嘗て *Kreuzzeitung* に寄せたる有名なる書中に自ら號

したるが如く「加特力僧侶」を以て終始したるなり、而してあらゆる彼れの著作に於て又あらゆる彼れの事業に於て先づ彼れの心意を傾したるものは教會に對する其の無限の愛と之をして更に偉大に更に有力ならしめんとする其の希望となりき。一千八百六十六年に至るまで彼れは大獨逸黨、即ち非普魯西黨と看做されたるも、然も彼れは其の後次第に「既成の事實」を承認したるのみならず、其の書中に於ても亦之を確認せり。一千八百六十九年彼れは法會議に列するが爲めに羅馬に赴けり。大多數の獨逸僧正と等しく彼れは法王神聖の教義に反對せり。然も彼れは神學の研究に深き造詣を有せざりしが故に決して畏怖す可き反對論者にはあらざりき、而して彼れは屢其の討議に於て矛盾撞着に陥れり。彼れが奮闘的生活は彼れをして神學の根本義に對する通徹せる研究に耽らしむるの餘暇を見出さしむるとなかりしなり、而して Minister の神學々士會が彼れに博士の名號を贈りしは漸く一千八百六十二年の交なりき。彼れは此の教義に反對せるも、然も若し之が宣言せられたる場

合には全然之に服従するの意思を有したり。斯くて寔に彼れは一千八百七十年七月十三日に反對の投票を爲せるも、法王よりして私の謁見の旨を受くるや、彼れは其の身を教皇の足下に投じ、反復彼れに獨逸僧正職に對して其の失はれたる和親と一致とを回復す可きを切願せり。遮莫、法王神聖の教義が宣言せられたる時、彼れは六十五名より成る少數黨僧正中に其の名を連ぬることなかりき。彼れは Mainz に歸るや非常なる熱情を以て法王の行動を援護し、法王廳の布令に對しては服従の精神を以て悉く之を承認せり。加之、彼れは彼れが曾て攻撃せる所のものを擁護するが爲めに數篇の冊子をさへ著せり。彼れは此の點に於て基督教の本義と真正なる教會の傳統とに背馳せる這般の教義を承認するよりも、寧ろ「基督教徒として、神學者として、史學研究者として而して市民として」其の服従を拒否するの書を發し(一千八百七十一年三月)、後三週間に於て破門の命令を受け、其の取消を見ずして死することを選みたる(一千八百九十年一月十日)、彼れが偉大なる舊師 *Ismael von Dollinger* の崇高なる自負心に倣ひて行動

することなかりしなり。

一千八百七十一年 Von Ketteler は普魯西憲法中に存する加特力教會に關する條項を獨逸帝國憲法中に誘入す可きを論述せる長文の書狀を Bismarck に宛てたる後、Bayern 王國なる Taubertschafheim の大學選舉區を代表して帝國議會に議席を召むることを承認せり。然も幾干ならずして彼れは之を辭し、其の理由を公表せり。彼の獨逸政府と加特力教會との争闘に際しては政府の暴虐に對して教會の利益を擁護するが爲めに最も嘆賞す可き勇氣を示し、而して教會と國家との關係に關する其の意見を主張するが爲めに幾多の出版物を公にせり。彼れは一千八百七十七年法王 Pius 九世の大會式に參列するが爲めに再び羅馬に赴きしが其の歸途に於て病を發し往年彼れが竹馬の友にして、齡六十一にして依然フランチエスコ教會團の戒行を持続したる教父 Clemens von Koff を訪ふが爲めに Burghausen の僧院に立ち寄りしが、遂に病重りて、復 Mainz に歸る能はず、同年七月十三日 Burghausen に逝けり、時に齡六十有六なりき。(未完)

### 理財學會々報

●理財學會秋季大會 十一月七日午後大講堂に於て開催予定刻より少しく遅れて一時三十分過阿部教授の開會の辭に次ぎ左記諸氏の講演ありたり此の日寒氣強かりしも聴衆多く盛會なりき

一 經濟上の覺悟 阪谷芳 郎君

一 財界の不安 氣賀勘 重君

一 投資政策と輸出聯合 河津 暹君

一 カント「永遠の平和に」を讀む 福田 徳三君

六時過閉會し同ホール控室に於て茶話會を開き歡を盡くして九時半散會せり茶話會の出席者は左の如し

氣賀、阿部、高城の三教授、三年幹事櫻井、小島、二年幹事鈴木、神戸、石田、飯野、弓場、大谷、一年幹事古内、楠、本大會は十月十日開催の豫定なりしが同日には前日來順延せられたる端艇大會の開催ありし爲め一ヶ月延期せしなり

## 前號(第十一卷)目次(大正六年十一月號)

### 論說

◎サー・キリアム・ペチアの國富論(下)

慶應義塾 大學教授 高橋誠一郎

◎所得稅改正論

慶應義塾 大學教授 成瀬義春

◎我邦海港の史的研究

慶應義塾 大學教授 阿部秀助

### 雜錄

◎Jugoslav 運動の主張

慶應義塾 大學教授 板倉卓造

◎北米合衆國の通貨制度(二、完)

三宅嘉十郎

◎元祿時代の財政學說一斑

原 萬里

◎恐慌と利子歩合(上)

高城仙次郎

### 編輯主任

堀江 歸一  
高城 仙次郎

●一冊定價 金二十五錢 郵稅金壹錢五厘

●一ヶ年前金 金二圓七十錢 郵 稅 共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛

●營業に關する用件は發賣元宛

●原稿締切期日は發行の前月十日限

大正六年十一月十日印刷納本 每月一回一日發行  
大正六年十二月一日發行

三田學會雜誌  
禁轉載  
第十一卷第二十號

編輯兼發行者 石田 新太郎  
東京市麻布區龍土町七十五番地  
印刷者 金子 榮太郎  
東京市赤坂區新町五丁目四十二番地  
印刷所 金子 活版所

發賣元 東京市麴町區有樂町一丁目一番地  
新山書店

振替貯金口座東京三四一七番  
電話本局二二三二番

●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 東京芝三田 慶應義塾内 理財學會